

社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団役員等の報酬及び旅費に関する規程

(令和3年4月1日規程第1号)

社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団役員等の報酬及び費用弁償に関する規程(昭和57年規程第8号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団(以下「法人」という。)の役員等の報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは、この法人の定款第5条で定めた評議員並びに第16条で定めた役員のことをいう。

2 常勤役員とは、法人定款第16条第2項に規定する理事長をいう。

3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、その勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

(1) 常勤役員 報酬

(2) 非常勤役員 報酬

(報酬の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は、次に定める額とする。

(1) 常勤役員

1週当たり6割の勤務に対して別表1に定める額とし、その通勤の実態に応じ、職員給与規程第17条の規定に基づいて支給する通勤手当相当額を含むものとする。

(2) 非常勤役員 別表2に定める額。

(旅費)

第5条 役員等が、事業団の用務のため出張したときは、事業団旅費規程(昭和57年規程第9号)に定める費用を支給する。ただし、静岡市内の場合は、支給しない。

(事業団職員給与との併給)

第6条 事業団の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬及び旅費の支給については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 常勤役員に対する報酬は、職員給与規程に規定する支給方法の例による。

(2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議(理事会・評議員会・監事監査等)に出席した都度支給する。ただし、同日に2種以上の職務に従事した場合には、その高額を支給する。

なお、決議の省略により書面で同意した場合であっても、会議に出席したものとして報酬を支給するものとする。

(3) 旅費の支給は、申請を届け出て理事長の承認を得てから概ね1か月後の出納処理日に申請者

名義の口座に振り込むものとする。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任又は退任した場合、若しくは解任された場合は、その月の総日数から日曜日、土曜日、又は休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定に関わらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

## 附 則

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

別表1 常勤役員の報酬(第4条関係)

報酬	月額 250,000 円
----	--------------

別表2 非常勤役員の報酬(第4条関係)

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 5,000 円
----------	------------

(2) 理事

理事会への出席	日額 5,000 円
---------	------------

(3) 監事

理事会、評議員会への出席	日額 5,000 円
監事監査への出席	日額 10,000 円